

## 松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金

### 補助要領

問合先 : 松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室  
住 所 : 〒271-8588 松戸市根本 387-5 (書類郵送先)  
〒271-0073 松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル 4階  
(書類提出窓口)  
電 話 : 047-711-6377 F A X : 047-366-1550  
メー ル : mckigy@city.matsudo.chiba.jp

## 1. 奨励金の目的

企業立地の促進に資する用地の売却に協力した土地所有者に奨励金を交付することにより、企業による事業拡大及び新規参入企業の誘致を促進することを目的としています。

## 2. 奨励金の対象事業

所有者（交付対象者）が、以下の各要件を満たす土地の売却を行う場合に、奨励金交付の対象になります。

### (1) 所有者（交付対象者）の要件

- ①市税を滞納していないこと
- ②売却した年の1月1日において、当該土地を継続して5年を超える期間所有していたこと

### (2) 土地の要件

- ①用途地域が工業専用地域又は準工業地域であること
- ②面積が1,000㎡以上のひとまとまりの土地であること

### (3) その他の要件

- ①売却の相手先が、一定の要件を満たす企業（具体的には、松戸市企業立地促進補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者）であること
- ②当該土地の売買契約の締結日から7年以内に、売却の相手先企業が「成長ものづくり分野（※1）」に係る工場等（※2）の操業を開始すること

（※1）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第1項に規定する基本計画（千葉県松戸市基本計画）に記載されている、食料品・飲料製造関連産業の集積を活用した食品関連産業分野、金属加工・プラスチック加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野及びバイオ・メディカル関連産業の集積を活用した健康・医療等の成長ものづくり分野をいう。

（※2）松戸市企業立地促進補助金交付要綱（平成25年松戸市告示第265号）別表第1に規定する対象施設のうち、工場及び植物工場をいう。

## 3. 奨励金の額

奨励金の額は、当該土地に係る売買契約の締結日の属する年度の前年度分の固定資産税及び都市計画税の相当額とします。（限度額2,000万円）

## 4. 手続きの流れ

### (1) 事前相談の実施



土地の売買契約を締結する前に、奨励金の対象になるかどうか等について松戸市役所商工振興課企業立地担当室へご相談ください。相談後、以下の書類をご提出ください。

#### 【提出書類】

- ①松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金事業計画書
- ②事業概要書

### (2) 事業計画承認書の送付



市から事業計画書の提出者へ計画の内容を承認した旨の書類を送付いたします。

※奨励金交付の申請までに、(1)の計画に係る事業の内容が変更される場合、又は、当該事業を中止若しくは廃止する場合には当該変更内容、中止若しくは廃止の旨を、松戸市役所商工振興課企業立地担当室まで届け出てください。

### (3) 土地の売買契約の締結



### (4) 売買契約の相手先企業による工場等の操業

#### 【提出書類】

松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金承認計画変更（中止、廃止）届出書（別紙「事業概要書」含む）

※計画に係る事業の内容が2. 補助対象事業に記載の要件を満たさなくなったときは、奨励金の交付対象ではなくなりますので、予めご承知おきください。

※相続、合併、分割により事業計画書における申請者の地位を引き継ぐ場合には、下記【提出書類】を松戸市役所商工振興課企業立地担当室までご提出ください。

#### 【提出書類】

松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金承認計画承継申請書

### (5) 奨励金交付の申請



相手先企業が工場等を操業した日から60日以内（注1）に、以下の書類を松戸市役所商工振興課企業立地担当室へご提出ください。

#### 【提出書類】

- ①松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金交付申請書
- ②松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金交付請求書
- ③売買に係る土地の登記事項証明書（注2）
- ④当該土地の売買に係る売買契約書の写し
- ⑤申請者の住民票（申請者が個人の場合）（注2）
- ⑥法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合）（注2）
- ⑦当該土地の売買契約の締結日の属する年度の前年度分の固定資産税及び都市計画税の納付を証する書類
- ⑧市税を滞納していないことを証する書類（注2）（注3）
- ⑨債権者登録申出書（市所定様式あり）



(注1) 当該日が、相手先企業が工場等の操業を開始した日の属する年度の3月31日を超える場合には、3月31日とします。

(注2) 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(注3) 「市民税」「固定資産税・都市計画税」など全ての税目について滞納がないということを1枚で証明する書類で、松戸市役所収納課で交付しております。(申請者が、法人の場合も個人事業主の場合も収納課で交付しております。)

申請の際は納税証明書交付申請書の「①どの証明が必要ですか」欄の「 その他」にチェックをし、「その他」の文字の右側の( )内に「滞納なし」とご記入ください。

(6) 交付決定通知の送付

市から申請者へ交付決定通知書を送付します。



(7) 奨励金の振込

請求後1ヶ月程度を目途に、指定口座に補助金を振り込みます。

## 松戸市企業立地促進産業用地承継奨励金 交付までのフロー

### ○企業立地促進産業用地承継奨励金の流れ



### ○企業立地促進補助金(新規所有型の場合)の流れ

